⑷　Time-limit for the submisson of proposals by electronic bidding system : August 26, 2013, 12 : 00 noon

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, Administration Department, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, 6―30, Kamihatchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi, Hiroshima-ken 731―0012, JAPAN TEL : 082―223―7233

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

松島㉕格納庫新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成25年６月21日

東北防衛局長　中村　吉利

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04

１　工事名　松島㉕格納庫新設建築工事

２　工事場所　宮城県東松島市

３　工事概要　以下に掲げる工事を行う。

・格納庫（Ｓ－１／ＲＣ－２　約7,900㎡）新設

・自転車置場（Ｓ－１　約40㎡）新設

・カート庫（Ｓ－１　約170㎡）新設

・詳細図等作成業務一式

（格納庫（Ｓ造部分）の鉄骨架溝（大扉を含む）並びにこれに附帯する仮設（建て方重機・足場等）、土工事、地業工事、基礎工事及び塗装工事は設計・施工一括発注方式。その他の部分は標準図等活用方式）

４　工期　平成28年２月29日まで

５　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

⑴　交付期間　平成25年６月21日から同年10月３日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで（金曜日は午後６時まで。）。ただし、最終日は正午までとする。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１－３－15　東北防衛局総務部契約課　電話022―297―8296

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間　平成25年６月21日から同年８月20日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの）又は経営規模等評価結果通知書で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年６月21日付支出負担行為担当官東北防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成25年８月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に記した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成10年４月１日から公告日までに、建築一式工事の元請けとして、鉄骨造でスパン50m以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記５により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「松島㉕格納庫新設建築工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

横須賀㉕消磁施設新設土木工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成25年６月21日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　山本　達夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

１　工事名　横須賀㉕消磁施設新設土木工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　神奈川県横須賀市

３　工事概要

【艦艇係留施設の新設及び改修等】

・ドルフィン（鋼管杭、上部工）新設　６基

・ドルフィン（鋼管杭、上部工）改修　４基

・水中局架台（鋼管杭）新設　73基

・浚渫　約3,000㎥

４　工期　平成27年３月31日まで